

(仮称) 厚木市犯罪被害者等支援条例の制定に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	(仮称)厚木市犯罪被害者等支援条例の制定に係る意見交換会	
開催日時	令和6年8月 20 日(火)午後7時から午後7時 45 分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎 16 階会議室 A	
参加者数	9人	
担当課	市民交流部 くらし交通安全課	
結果公開日	令和6年9月4日(水)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例(案)の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	刑法犯認知件数の「その他」には、どのような内容が含まれるか。	住居侵入や占有離脱物横領等、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯及び風俗犯に当たらない罪種がその他に含まれています。
2	この条例は、非常に大切なので、速やかに制定されることを期待する。	条例制定に必要な手続き等を行い、令和7年4月の施行に向けて進めています。
3	刑法犯認知件数の集計には、二次被害も含まれるか。	刑法犯認知件数の集計では、各事件の詳細が公表されていないため、二次被害の有無については不明です。

4	被害に遭った方々をしっかりと支援するその必要性、また、被害者はそれを受ける権利がある、人権の保障として目的や基本理念に盛り込んでほしい。	犯罪被害者等基本法の基本理念において、犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが規定されており、その趣旨にのっとり本条例を定めるものです。
	犯罪被害者等が当然の権利として支援を受けていただくように明確に文章で表現を望む。	また、本条例においても、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的として規定する予定です。
5	自治体レベルで差があってはいけないので過不足なく支援をする必要がある。	居住する自治体によって支援に差があることがないように、本市においても犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定しようとするものです。
6	本日の意見交換会の参加者が少ないように感じるが、この意見交換会はどこまで周知を行っているのか。	市ホームページ及び広報あつぎで周知を行っています。
7	国、県、他市の条例を参考にしながら、内容をじっくり考えてほしい。	県や先行市の条例を参考にするとともに、有識者や関係団体等の御意見を伺いながら、きめ細かな支援ができるよう進めてまいります。
8	犯罪被害者等支援条例が制定された後、情報開示はどこまで考えているか。	支援を行った件数は公表できると考えますが、件数が少数であった場合にあっては、利用した支援内容と個人が結びつく可能性があることから、情報開示所管課と調整の上、判断していくものと考えています。

9	被害者が重篤な状態にある場合など、身寄りの無い(又は不明な)方の支援策を検討してほしい。	本条例においては、犯罪被害者や家族又は遺族に対して、被害の軽減や回復を図るための支援を規定するものですが、身寄りのない方に対する支援につきましては、必要とされるサービスにつなげられるよう関係部門等と連携して対応してまいります。
10	条例や法的な救済を知らない市民が多いと思う。行政の役割だけでなく自治会や関係団体への支援要請を更に進めても良いと思う。	支援内容につきましては、市ホームページや広報あつぎへの掲載、関係団体への案内、リーフレットの配布や市民等を対象とした講演会の開催など、様々な機会を活用して周知を行っていく予定です。
11	被害者は加害者がどうなったのか、結果が知らされません。被害者の知る権利も大事だと思う。	警察による犯罪被害者等施策の一つとして、再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知、捜査の状況等について、捜査に支障のない範囲でお知らせする被害者連絡制度があります。
12	条例制定だけでなく、運営する人員確保も必要だと思う。	条例制定後には、相談を多くいただくことが想定されることから、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の配置を検討します。 また、支援をするために必要な知識や技術を習得するため、窓口対応職員(相談員)による研修や講座の受講等、きめ細かい支援をするために必要な人員体制を整備してまいります。

13	制定がなぜ「今」なのうか。 国での基本法は平成 16 年に制定、県の条例は平成 21 年施行されている。 また、これまでの市議会で何度か取り上げられており、令和4年の一般質問で、当時の市長は「県の条例に基づいて支援、周知等を行っていく」というような答弁をしている。10 年以上県の条例の下で支援が行われてきたこととなる。	本市では犯罪被害者等支援に関して、これまで神奈川県や他市の事例などを研究してまいりました。 また、これまで市議会においても、条例制定の必要性についてご意見をいただいております、支援制度の周知・啓発、県と連携して支援体制を整えるとともに、条例制定については調査研究を進め、今後の方向性を定めていく旨をお答えしています。 本市といたしましても、条例制定による効果や県による市町村への条例制定に対する支援の創設など、条例制定の必要性が高まっていると判断し、令和7年度からの施行に向けて必要な手続き等を進めているところです。
14	総合計画や防犯計画のような中で、重要施策として位置付けて取り組む方法では行えないのか。	犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定することで、より市民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりの推進、更に、安定的な支援の質と継続性を担保することができると考えています。 なお、条例制定後は、総合計画に位置付けて運用していくことを考えています。
15	県の条例と重複していないか。 県と市の役割について「必要とする情報や支援を総合的にきめ細かい対応をしている」とあり、役割の差異が現状では「無い」ことになる。重複による窓口の「たらいまわし」、煩雑化による形骸化・職員の負担増をなども危惧する。	県及び市においても支援体制を整備することで、相互に連携し、犯罪被害者等に対してきめ細かな支援を行うことができるものと考えています。 また、支援内容につきましても、県の支援と併せて市の支援が一部利用できるほか、県で対応ができない部分に対しても、市が支援を行うことで、途切れることなく支援を行うことができ、更に、居住する自治体における条例の有無によって受けられる支援に差が生じることがないよう、体制を整備する必要があると考えています。